# 認知症施策の推進に係る条例の制定について

#### 1 背景・経緯

- 急速な高齢化の進行に伴い、今後、認知症高齢者の大幅な増加が見込まれており、本県の認知症高齢者数は、平成24(2012)年で約23.7万人、65歳以上高齢者の約7人に1人であったものが、平成37(2025)年には約40万人、約5人に1人に上昇すると推計されており、認知症対策は喫緊の課題となっている。
- 国は、「認知症施策推進総合戦略~認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて~」 (新オレンジプラン)を平成27年1月に策定(29年7月改訂)し、介護保険法に 基づく地域支援事業に認知症総合支援事業を位置づけ、認知症施策を総合的に推進し ている。
- 本県においては、認知症施策のさらなる推進を図るため、「あいちオレンジタウン構想」を平成29年9月策定し、認知症に理解の深いまちづくりのモデルとなる先進的な取組を地域づくりと研究開発の両面から推進している。

## 2 条例制定の趣旨

- 高齢化の進行に伴い、あいちオレンジタウン構想の成果を速やかに県内全域に波及させ、認知症の人が尊厳を保ちながら幸せに暮らしていける社会を、地域が一体となって作っていく必要が急速に高まっている。

あいちオレンジタウン構想の取組を後押しし、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための方策として、認知症施策に関する基本的な理念や取組みの方向、関係者の責務や役割などを総合的に規定する条例を制定するもの

## 3 認知症施策を推進するに当たっての本県の特徴

- (1) 専門機関が立地し、連携した先駆的取組を行いやすい環境にある。 国立長寿医療研究センター、認知症介護研究・研修センター、あいち健康プラザ
- (2) 活力ある民間企業が多い。(企業のCSR活動との連携)
- (3) 大学が多数立地し、学生数・教員数ともに多い。(地域の活動人材として活躍)
- (4) 健康づくりリーダーや介護予防リーダーによる地域活動の実績がある。

## 4 条例の構成項目及びその概要(試案)

項	目	概   要
前	文	・「1 背景・経緯」及び「2 条例制定の趣旨」などから作成
目	的	・県、市町村、県民、事業者等が一体となって、認知症の人が尊厳を保ちながら
		認知症の人とその家族が幸せに暮らし続けるための施策を推進
		・認知症に理解の深いまちづくりに「じぶんごと」として取り組む社会の実現
		に寄与
定	義	・認知症
		・関係機関等
		認知症に関する医療機関、介護施設、研究機関
		認知症に関する医療及び介護に携わる者

項目	概   要
基本理念	・認知症の人の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けることができるよう
	取り組む
	・認知症は身近な病気であることを認識し、「じぶんごと」として取り組む
	・県、市町村、県民、事業者等が各々の役割を果たすとともに、相互に連携
	し社会全体で取り組む
県の責務	・基本理念にのっとり施策を実施することを規定
	・市町村が実施する事業に対する県の関わりを規定
市町村の	・県、関係機関等と連携した施策の推進を規定
役 割	努力規定
県民の	・認知症に理解の深いまちづくりへの関わり、県、市町村施策への協力を
役 割	規定
	努力規定
事業者の	・県、市町村施策への協力、認知症の人に配慮したサービスの提供、働きや
役 割	すい環境整備について規定
	努力規定
関係機関	・適時・適切な医療・介護の提供、研究開発の推進について規定
等の役割	努力規定
施策の	・県が認知症施策を推進するための計画を策定することについて規定
総合的	(具体的な取組、目標は本規定に基づく計画において設定し進行管理を行う)
計画的	
推進	用かなさせれておかけものでのものしょう。~担点
県民の	・県が行う広報、啓発活動の取組方針について規定
理解が	- 古町井笠が宇佐子で地域が新 目立り仕制の散歴歴の地域が2 りにせより
地域づくりの推進	・市町村等が実施する地域活動、見守り体制の整備等の地域づくりに対する
- ,, -	県の取組の方針を規定 ・認知症の早期診断・早期対応、認知症の人の介護に関わる人材確保に対す
医療・	・認知症の早期診断・早期対応、認知症の人の介護に関わる人材確保に対する場の取組の方針を規定
推進	3) 7万 V 7 4X MI V 7 / J 単一で 7元 AC
研究開発	・認知症予防等の研究における研究機関等の連携に対する県の取組の方針を
の推進	規定
相談支援	・認知症の人とその家族に対する相談支援活動に対する県の取組の方針を
活動の	規定
促進	7967.
財政上	・施策を実施するための財政上の措置を規定
の措置	
· 11 E	